薬生食輸発0304第1号 令和2年3月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (ペルー産カカオ豆の2,4-D)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 1 号(最終改正: 令和 2 年 2 月 28 日付け薬生食輸発 0228 第 1 号)にて通知したところである。

今般、ペルー政府より、カカオ豆の対日輸出の管理体制について報告があったこと、ペルー産カカオ豆の2,4-Dについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のペルーの項中、

製品検査の	条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受ける
対象食品等		項目	取の方法		ことを命ずる
					具体的理由
カカオ豆及		2,4-	別表1の	平成17年1月24日付け食安	基 準 値
びその加工		D	3による	発第0124001号「食品に残留	(0.01ppm)を
品			こと。	する農薬、飼料添加物又は	超える2,4-
(簡易な加				動物用医薬品の成分である	Dが検出され
工に限る。)				物質の試験法について」に	るおそれがあ
				よること。	るため。

を削除する。